



最近、中古マンションや古い一軒家を改造する「リノベーション」が注目を浴びています。リノベーション物件を専門に扱う不動産業者も多数存在しています。水回りや壁紙など小規模なリフォームに対し、抜本的に間取りから見直す大規模な工事のリノベーションは、ライフスタイルや趣味にこだわりを持つ「自分好みの住まいを求める若い世代」に人気なようです。リノベーションの費用を追加しても新築物件より安い上、中古マンションは立地がよいのも魅力です。欧米では一般的なリノベーションが、新築信仰が根強い日本にも浸透しつつあり、空き家問題の解決にもつながるのではと期待されています。

社会保険料の算定基礎届・労働保険の年度更新手続

早いもので今年も今月で折り返しとなります。毎年この時期に行うのが

“社会保険料の算定基礎届の提出” と **“労働保険の年度更新”** です。

両手続ともに、5月下旬～6月上旬に申告書が届き、**7月10日が申告（納付）期限**です！

《社会保険料の算定基礎届の提出》

健康保険や厚生年金の保険料は、標準報酬月額の等級により決定されています。この標準報酬月額と、被保険者の実際の給料とに大きな差が出ないように、社会保険の等級の見直しが必要となります。そこで毎年7月に、その年の4月、5月、6月に支払われた報酬に基づいて標準報酬月額を決定しています。これを定時決定といいます。

手続きの対象となるのは、毎年7月1日にその会社に在籍し、社会保険に加入している社員（被保険者）全員ですが、**6月1日以降に被保険者となった方は対象外です。**

算定の基礎となる報酬には、**通勤手当や住宅手当等の手当も含まれ、現物支給（定期券、食事、自社製品など）も金銭に換算して報酬に含めます。**

また、支払基礎日数が17日未満の月については、計算の対象から除きます。例えば、4月の支払基礎日数が17日未満であった場合は5、6月だけで判断することになります。ただし、有給取得日は支払基礎日数に含まれ、半日出勤は1日分の支払基礎日数としてカウントされますので注意が必要です。



《労働保険の年度更新》

労働保険の年度更新手続きは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっており、その額は**すべての労働者に支払われる賃金の総額**に、**その事業ごとに定められた保険料率**を乗じて算定することになっています。

ここでいう賃金とは、基本給、手当、賞与などの名称に関係なく、労働の対象として支給されたすべてのものをいい、**通勤手当・住宅手当等の手当も含みます。**賃金に含まれないものとしては、退職金（前払い分を除く）、出張旅費・日当、見舞金等が挙げられます。



この保険料の納付額が40万円を超える場合には、3期に分けて（第2期は10月31日まで、第3期は1月31日まで）延納することができます。

申告・納付の手続きが遅れますと、政府が保険料・拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき保険料・拠出金の10%）を課すことがあるので注意しましょう。



知つとこ!「税務のマメ知識」

簡易課税制度のみなし仕入れ率の見直し

平成26年度税制改正大綱で、特定の業種の消費税の簡易課税のみなし仕入率が変更・追加となることが決定しました。

改正となる業種は、金融及び保険業・不動産業で、みなし仕入率は以下のとおりです。

金融業及び保険業：第四種事業（その他の事業）60%

→ **第五種事業（サービス業等）50%**

不動産業：第五種事業（サービス業等）50%

→ **第六種事業（不動産業）40%**



上記の改正は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間について適用されます。個人に関しては、平成28年分から適用されます。また、この改正には経過措置が設けられており、内容は次の通りです。

平成26年9月30日までに「簡易課税制度選択適用届出書」を提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間であっても簡易課税制度の強制適用を受ける期間については、改正前のみなし仕入れ率が適用されます。

（※平成26年10月1日以降に「簡易課税制度選択適用届出書」を新たに提出した事業者は、平成27年4月1日以後に開始する課税期間から改正後のみなし仕入れ率が適用されます。）

今月のいろいろ「掲示板」

●源泉所得税の納期限(特例の場合)

源泉所得税の納期の特例を受けている場合は、**7月10日まで**に、今年の1月から6月に源泉徴収した金額を、**半年分まとめて納める**ことになりますので、直前に慌てないよう事前に準備をしておきましょう。

●接待飲食費に関するFAQ

平成26年4月1日以後に開始する事業年度から、交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額は損金の額に算入することとなりました(中小法人は800万円を超える部分)。これに関して国税庁のHPでFAQが公表されています。

飲食費の範囲等が例示されていますのでご興味のある方は是非ご覧ください。

★スタッフブログ★

弊所ホームページにて、事務所スタッフによるブログを公開しております。税務にまつわる話や日常のできごとなどを掲載しておりますので、ぜひお気軽にご覧ください。 <http://ameblo.jp/yaraichotax/>

今月のあなたの運勢

●血液型編●

A型	B型	O型	AB型
正道にかなった行動が吉運を高める運勢。苦労をしても後々の力となるため、前向きに最善策を考えましょう。	気力が充実し意欲が湧いていますが、焦りは禁物です。確実に前進することを考え、問題があれば早期解決を！	努力した分だけ成果は期待できる月ですが、強引な手法は避けること。素直に助言を聞くことが鍵となります。	理想と現実の不一致を感じても今は目の前にことに取り組みましょう。ストレスからくる散財には要注意です！



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ☎<http://www.uk-g.co.jp>



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。